

- ◆ 新年を迎えて
 - ◆ 都市農業の重要性を組織活動で裏付 ～葛飾営農研究会の活動事例紹介～
 - ◆ ナシ「幸水」の安定生産に向けて ～溶液受粉技術の実用性を確認～
 - ◆ カットバックによるクリの低樹高化 ～あきる野市の特産果樹、クリの再生を目指して～
 - ◆ 定年後は地域農業の一翼に ～南多摩で10期目となったシニア就農者セミナー～
 - ◆ 農業者の強みを活かした加工品作り ～農産加工品を製造販売するには～
 - ◆ 一口メモ：特産の野菜キャラクターで農産物をPR
 - ◆ 一口メモ：高倉大根を守り続けて
 - ◆ お知らせ



新年を迎えて



東京都農業振興事務所 所長 駒 治徳

新年明けましておめでとうございます。
年頭にあたり、皆様のご健康・ご健勝をお祈り申しあげます。

私は昨年7月の着任以降、多くの現場に足を運び、農業関係の皆様と意見交換等を行ってまいりました。こうしたなかで、東京農業の大きな可能性を、改めて確信しますとともに、地域に密着した農業振興事務所の重要性を強く認識したところです。

さて、東京を中心とした都市農業では、全国的な課題である農産物価格の低迷や食料自給率の低下、担い手の減少や高齢化に加えて、相続など農業・農地に係わる現行制度のもとで、依然として農地の減少が続くなど、都市農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

このような中、東京都では、平成24年3月に東京農業の持つ潜在力を最大限に発揮して「都民生活に密着した産業」として農業を振興していくために「東京都農業振興プラン」を改定しました。

このプランでは、今日の東京農業が抱える課題に対して、①東京農業の特性を活かした産業力の強化②都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進③豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献の3つを基本的な振興方

向として、農業振興施策を展開してまいります。

農業振興事務所は、こうしたプランに基づいた新規施策や「都市農業経営パワーアップ事業」、「農業・農地を活かしたまちづくり事業」等の既存事業により、農業者の皆様方の経営力向上や農業・農地の多面的機能の発揮を支援する事業等を積極的に展開して、「東京農業振興プラン」の実現に取り組んでまいります。

また、ウメ輪紋ウイルスについては緊急防除による早期根絶を目指すとともに、都内産農産物の放射性物質定期分析や新たな農産物認証制度等の実施により、安全で安心な農産物を都民に供給する取組みの普及・推進を図ります。

さらには、当事務所の3つの農業改良普及センターが、管内農家への農業技術・経営の指導に加えて、担い手の育成・確保、農産加工や地産地消への取組支援、ならびに新たな流通経路への対応など広範にわたる事業を展開していきます。

現場の事業実践部隊である農業振興事務所は、社会状況の変化や新たな課題に的確に対応していくため、農業者、JA、区市町村等と連携・協力して、東京農業の振興に努力してまいりますので、本年も引き続き、ご活用いただければ幸いです。

中央農業改良
普及センター都市農業の重要性を
組織活動で裏付

～葛飾営農研究会の活動事例紹介～

葛飾営農研究会（以下営研）は、本年度で設立55周年を迎える葛飾区内の農業後継者を中心とした組織です。会員数は現在65名で、世代交代が順調に進んでいます。

営研の主な活動は、生産・出荷技術の向上を図るため主力農産物であるコマツナの品種検討等を実施しています。また、区の産業フェアにおける宝船展示など地域農業のPR活動のほか、地産地消への取組を担っています。今回は、特色ある農業PR活動を展開する営研の活動状況を紹介します。

地産地消の取組

コマツナやエダマメの産地として知られる葛飾区ですが、平成17年に営研では区や千葉大学との産学公連携事業を進め、ブルーベリーの観光農園の開設に着手しました。栽培経験のない営研会員に対し、普及センターでは品種選定や栽培管理上の技術支援を行っています。平成19年には、商工会との連携によりブルーベリーを使用したお菓子の販売を始めるとともに、平成20年度からは近隣の幼稚園児の摘取り体験を皮切りに摘取り園を本格的に始め、多くの区民の憩いの場となりました。

また、平成20年から、JAバンクアグリ・エコサポート基金を活用し、区内の全小中学校73校、生徒総数29,000名分の一斉給食用コマツナの無償配布を開始し、本年度は、11月28日に実施しました。

この無償配布を契機に、食農教育活動の一環として中学生の職場体験の受け入れや営研会員による小中学校への農業出前講座なども行われています。こうした取組が効を奏し、平成22年には、コマツナを中心とした葛飾農産物についても区内全ての小中学校給食への食材納入がスタートしています。

防災協力農地の新たな活用

平成7年に発生した阪神大震災を教訓に、平

成12年には区民参加のビニールハウス宿泊避難訓練を実施しました。これを契機に葛飾区とJA東京スマイルとの間で防災協定が結ばれ、営研会員の多くがこの協定に協力しています。

しかし、この避難訓練を知らない営研会員が増加してきたため、平成22年、営研は区防災課と連携して会員の鉄骨ハウスを避難会場とし、近隣の親子対象に夜間避難訓練を実施しました（写真）。避難誘導、居住場所の設営、炊き出しなどを体験し、日本赤十字社や消防署、町会等の協力を取り付けることができ、実践的な訓練となりました。

さらに、東日本大震災以降、区民の防災意識が高まったことから昨年は、会員の圃場とビニールハウスを会場に、高齢者を対象とした昼間の避難訓練も実施しました。ハウスで栽培されたコマツナを用いた炊き出しも行い、震災直後ということもあり、参加者はもとより多くの区民に農地の多面的機能とその重要性を強く訴えることができました。



写真 鉄骨ハウスを活用した避難訓練
（写真提供：JA東京スマイル）

新たな活動に向けて

特色ある活動を展開し続ける営研に対して、普及センターは区やJAと連携をとり、技術支援とともに地域住民へのアプローチに対して積極的な応援をしていきます。

中央農業改良
普及センター

ナシ「幸水」の 安定生産に向けて

～溶液受粉技術の実用性を確認～

ナシの受粉作業は短期間に集中するため、多くの労働力を必要とするうえ、天候により、適期の作業ができない場合があります。

溶液受粉技術は、キウイフルーツやリンゴ栽培で普及しています。ナシについては、(独)果樹研究所より「ニホンナシ溶液受粉マニュアル」が作成され、一部の産地で主に「幸水」で普及されています。

そこで、普及センターはナシ「幸水」の溶液受粉実証圃を2ヵ年にわたり設け、作業性や着果状況を確認し、その普及性を検討しました。

作業性を中心とした検討

初年度は、溶液受粉による作業時間や果実の肥大状況等の確認を行いました。

慣行受粉区は、純花粉を増量剤である石松子で3倍に希釈し、梵天により処理しました。一方、溶液受粉区は、前述のマニュアルに基づき、寒天とシヨ糖を溶かした液体増量剤1ℓに対し、純花粉3gを混和し、1花そう当たり2花を選び、柱頭にめがけて市販のハンドスプレーで噴霧しました(写真1)。

溶液受粉区では、念のため2花に処理したこともあり、慣行受粉区に比べ受粉時間は18%長くなりました(表)。



写真1 ナシの溶液受粉作業

表 「幸水」の受粉時間と果実径

受粉方法	処理花数 /花そう	受粉時間 /100花そう	果実縦径 8月18日 (mm)	横径
溶液受粉	2	6分23秒(118)	72	84
慣行受粉	1	5分24秒(100)	68	83

着果率の検討

翌年度は、訪花昆虫等による受粉への影響を排した上での着果率を確認するため、開花直前に花弁を除去してから受粉作業を行い、袋をかけて比較しました(写真2左)。

その結果、溶液受粉区は着果率80%で、慣行受粉区の90%に及びませんでした。十分な着果率を確保できることが確認できました。



写真2 袋かけの状態(左)と花の着色状況(右)

安定生産に向けて

実証圃を通して、「幸水」については、溶液受粉により慣行受粉と同程度の着果数、果実肥大を確保することができました。

農家からは、受粉後の花が慣行受粉に比べ判別しやすく(写真2右)、また小雨程度では天候を気にせずに作業できるという点が評価されました。

この結果を受け、その後、昭島市や府中市でも「幸水」の溶液受粉導入に向けた取り組みが進んでいます。また、平成24年度からは液体増量剤が市販されるようになり、より簡便に処理できるようになりました。

溶液受粉技術は「幸水」以外の品種ではまだ課題も多いようですが、今後、ナシの安定生産技術として期待されています。

普及センターでは、今後もこのような新技術の導入を進めることで、果樹の安定生産を推進していきます。

西多摩農業改
良普及センター

カットバックによる クリの低樹高化

～あきる野市の特産果樹、クリの再生を目指して～

あきる野市はクリの産地として知られています。毎年、収穫の季節になると地元の共同直売所には「秋留の栗」のラベルが貼られたクリが並び、季節を感じる果物として消費者に喜ばれています。

しかし、あきる野市のクリの生産量は年々減少しており、かつてのように品質の高いクリを安定的に生産することが難しくなってきました。それは、定植から数十年が経過して樹が高木化したこと、また、それに伴って樹冠内部の樹勢が低下したことが主な原因と考えられます。そこで、普及センターと東京都農林総合研究センターは共同で、高木化したクリ園の再生を目指してカットバックによる低樹高化を行い、管理作業の改善と品質向上を目指した現地試験を行っています。

カットバックによる低樹高化の方法

クリの主枝を一挙に切断し、萌芽させて新しい骨格枝を作り直す剪定方法をカットバック（一挙更新剪定）と呼びます。この方法は、通常の剪定方法では対応できない高木化した樹を再生させるもので、近年、全国の高木化したクリ園で試みられています。

実際の作業は、以下の手順で行います。

- ① 樹高1.5mほどの高さで主枝を切断する。
- ② 切断面に殺菌塗布剤を塗って保護する。
- ③ 萌芽が見られたら内向枝、直立枝を間引いて新梢の過繁茂を防ぐ。
- ④ コウモリガなどの穿孔害虫の防除を徹底し、主枝候補の新梢の欠損を防ぐ。
- ⑤ 1年後の冬季に不要な枝を除き、骨格枝候補の新梢4～6本の先端を切り返す。

あきる野市でのカットバックの実証

現在、あきる野市のクリ栽培農家の協力で、クリのカットバック実証試験を行っています。このクリ園は、樹高7m以上、樹齢30年以上となり、樹冠の管理作業ができず、年々収量が減少し、台風接近時には頻繁に枝が折れるなど、問題が生じていました。

平成24年3月、樹高1.5mの高さでチェーン

ソーを使って主枝を切断しました（写真1）。その後、新梢が多数発生してきたため、6月および8月に新たな骨格枝の候補となる新梢を残して新梢の整理を行いました（写真2）。この園ではカットバックする前年に追肥を行い、貯蔵養分の増加による新梢発生促進効果などを確認する試験も行っています。今後、順調に経過すれば、3年後から収穫が可能となります。



写真1 カットバック直後（平成24年3月）



写真2 カットバック後の萌芽（平成24年8月）

実施の留意点

今後は、JA等と協力して栽培講習会を開催し、周辺農家にも紹介して、技術の普及を図ります。

なお、カットバックは樹体に大きなダメージを与えます。樹勢が低下している樹は枯死する可能性もあるため、実施に当たっては、普及センターまでご相談下さい。

南多摩農業改良
普及センター

定年後は地域農業の一翼に

～南多摩で10期目となったシニア就農者セミナー～

南多摩普及センターではJAと共催し、定年や相続などを契機に農業を始めた人を対象に「シニア就農者セミナー」を開催しています。

このセミナーは、平成15年から始まり、今年で10期目となりました。これまでに修了生は81名となり、販売農家として地域農業の一翼を担っています。今回は、このセミナーの現状と普及センターの取組について、お知らせします。

セミナーの概要

このセミナーは、毎年1JAと共催し、南多摩管内の3JAを3年間で一巡します。これは、当管内が5市からなり、東西に長く、全域から受講生を集めると遠い地域からの参加となり、受講が困難になるためです。すでに、3JAを3巡し、今年で4巡目に入っています。

受講対象者は、概ね64歳以下で農地を所有し、販売を目的とした営農を目指す人です。近年は、40～50歳代の受講生も増えてきました。

講習は地域の先輩農家や普及センターが講師となり、野菜を中心に基本的な栽培や出荷技術について行っています（写真）。



写真 荷造り実習の様子(JA八王子管内)

修了生は、新たな担い手として地域で活躍しています。中にはJA生産部会役員や農業委員を務める人も現れ、販売農家となるだけでなく、地域の中核農家になる場合もあります。

アンケートによる講習内容の充実

普及センターではJAと相談し、JAの特徴や地域の現状にあわせ、毎年講習内容を計画、実施してきました。

平成20年には、受講内容や修了後の営農状況について、修了生（1～4期）にアンケートを行いました。その結果、修了生の耕地面積は30a以下が多く（図）、今後、売上増加を希望する人が70%近くもおり、狭い経営農地でも意欲的であることがわかりました。また、病虫害防除や土壌管理技術など、基礎的な知識の習得も望んでいました。

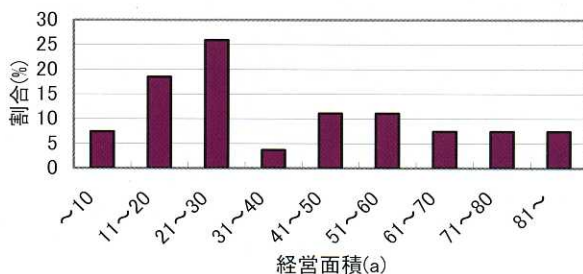


図 修了生の経営面積別割合

これらを踏まえ、平成21年から収益性の高い果菜類を中心とした講習を増やし、基礎的な知識も圃場で具体的に説明するようにしました。当初は年8～9回行われていた講習が、近年では12回行う場合もあります。

修了後も支援を継続

普及センターでは修了者に対し、日常の指導のほかに、フォローアップ講習会を定期的で開催しています。この他、受講生と修了生が情報交換できる組織づくりなど、修了生が地域に根ざした農業者としてますます活躍できるよう、支援していきます。

農業振興事務所
振興課
技術総合調整係

農業者の強みを活かした加工品作り

～農産加工品を製造販売するには～

地産地消が叫ばれるなか、消費者から地域の食材や伝統文化にこだわった手作り食品に関心が寄せられています。一方、農業者が加工や流通にも取り組み、所得向上を目指す「農業の6次産業化」への関心が高まっています。

都内でも、農産物直売所の整備で小口の販売が可能となり、小規模の加工からでも始められることから、農産加工に取り組む農業者は254件（2010年世界農林業センサス）で、2005年の調査時と比べて57.8%増加しています。

農業者ならではの商品開発を

地域性豊かな農業者ならではの強みを活かした商品開発は、成功への鍵となります。

農業者の強みは、①地域食材を使った伝承料理・加工等の知識がある ②品質にこだわった原材料を計画生産できる ③自ら生産することで原材料コストが抑えられるなどがあげられます。また、都内産原材料を使用している加工食品や東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品を認証している「東京都地域特産品認証食品」に申請し、有利販売につなげることも可能です（写真）。



写真 農業者が製造する「地域特産品認証食品」

営業許可の取得が必要です

ジャム、こんにゃく、みそ、おやき、ケーキ、総菜、漬物等の加工品を製造販売するには、小規模であっても食品衛生法又は東京都の食品製

造業等取締条例で定められている営業許可や報告等が必要です。はじめる前に保健所に相談し、必要な手続き等について確認して下さい。

営業許可を取得するためには、都が定める施設基準に合った施設が必要です。保健所の担当者が確認し、営業許可書が交付されるまで営業できないので注意して下さい。また、衛生的な管理運営をするため食品衛生責任者を置かなければなりません。食品衛生責任者になるためには、栄養士、調理師などの資格を有するか、食品衛生責任者の資格取得のための養成講習会を受講することが必要です。

食品表示について

消費者に販売される加工食品のうち、容器に入れ、又は包装されたものには、食品衛生法やJAS法、景品表示法、計量法等に基づき、名称、原材料名、原料原産地名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、製造者等について表示することが義務付けられています（表）。

表 <漬物の表示例>

名 称	きゅうりぬか漬
原 材 料 名	きゅうり、漬け原材料（米ぬか、食塩）
原料原産地名 ^{*1}	東京都
内 容 量	200g
賞 味 期 限 ^{*2}	25.1.30
保 存 方 法	要冷蔵（10℃以下）
製 造 者	立川花子 東京都〇〇市〇〇3-12-11

※1 原料原産地名：加工食品品質表示基準により原料原産地表示が義務付けられている22食品群と「農産物漬物」など個別の品質表示基準に定めのある4品目について表示する。

※2 賞味期限：食品の劣化が急速で速やかに消費すべき食品は「消費期限」、それ以外は「賞味期限」を表示する。

東京都は、農業の6次産業化に向けた取組を支援しています。農産物に付加価値を付けて販売する農産加工は、農業の大きな魅力の一つです。新たな農業経営のスタイルとして、ぜひ、チャレンジして下さい。

一口メモ

特産の野菜キャラクターで農産物をPR

西東京市では「農家と市民が育てる豊かな農業 西東京」をテーマに、市内で生産された農産物のイメージキャラクターを一般から公募し、「めぐみちゃん」が誕生しました。「めぐみちゃん」は、都内有数の産地となっている市内のキャベツをイメージしたかわいらしい女の子で、市内産農産物のシンボルです。

このキャラクターは、農産物直売所ののぼり旗や出荷の際の結束テープ、ダンボール箱などに使用され、市内産農産物のPRに大活躍しています。

西東京市では、市内産農産物を市民はもとより多くの皆さんにご利用いただくため、地産地消の取組を進めています。



一口メモ

高倉大根を守り続けて

八王子市では本格的な冬を迎える頃、大根干し作業が始まり、その様子は冬の風物詩となっています。

大根は市内の織物産業が盛んな頃、そこで働く人たちが食べる沢庵の材料として生産されていました。そして、八王子市高倉町の農家が「練馬大根」と「みの早生」との交雑育種を行い、昭和26年に「高倉大根」を品種登録しました。

この品種の大きな特徴はウィルス病に強いことです。現在のような農薬や防虫ネットが普及していなかった時代に、この品種は農家の経営安定に大きく貢献しました。大根干しを行う農家は年々少なくなっていますが、高倉大根を栽培している農家では、今でも自家採種を行い「高倉大根」を守り続けています。



お知らせ

◎平成25年1月31日(木) 13:30~16:30

平成24年度東京都農業・男女共同参画フォーラム(会場:JA東京第一ビル)

◎平成25年2月1日(金)~3日(日)

第62回関東東海花の展覧会(会場:池袋サンシャインシティ文化会館2階展示ホール)

●表紙写真:市民まつりにて農産物をPRする「めぐみちゃん」

◆お問い合わせは下記まで・・・

農業振興事務所中央農業改良普及センター

☎042-465-9882

農業振興事務所中央農業改良普及センター東部分室

☎03-3678-5905

農業振興事務所中央農業改良普及センター西部分室

☎03-3311-9950

農業振興事務所西多摩農業改良普及センター

☎0428-31-2374

農業振興事務所南多摩農業改良普及センター

☎042-674-5971

農業振興事務所振興課

☎042-548-5053

とうきょう普及インフォメーション84 印刷物規格表第1類
平成25年1月1日発行 登録番号(24)1

編集・発行 東京都農業振興事務所振興課
立川市錦町3-12-11

☎ 042-548-5053

FAX 042-548-4871

印刷 社会福祉法人 東京コロニー

☎ 042-394-1113